

論壇

整備された非上場株式の物納制度の活用と 実務上の留意点

はじめに

中小企業の経営者の多くは、個人財産のほとんどを会社の経営のために注ぎ込んでいることが多く、その

経営者の死亡により相続人が非上場株式を相続した場合には、その相続発生時においては、かつて低い地価の時に購入した土地の含み益を加味して非上場株式の評価額が高くなり、相続税の過重な負担のために次世

代の承継者に事業を承継できないという問題が生じている。

そこで本稿では、非上場株式を相続又は遺贈により取得した相続人の、相続税の納税方法のうち、平成18年度税制改正において整備された物納制度を活用する場合における実務上の留意点を解説する。

I 物納不適格財産

1、譲渡制限株式の物納
改正前の物納制度では、物納不適格財産の範囲が通達で規定されており、その内容も不明確となっていたが、今回の改正では、国が

管理又は処分を行なうのに不適格な財産を「管理処分不適格財産」として法令において明記し、この要件に該当しなければ物納可能とする制度を創設した(相法41②)。

このうち非上場株式では、譲渡制限株式(その発行する全部または一部の株式の内容として譲渡によるその株式の取得についてその株式会社承認を要する旨の

等がない種類株式についても、譲渡及び内容制限解除の手續を行えば物納適格財産となるようである。

2、譲渡制限株式の譲渡承認機関の変更
旧商法では譲渡制限株式の譲渡を行う場合、取締役会の承認が必要であった(旧商法204①)。

しかし会社法では、その承認機関が株主総会(取締役会設置会社)については取締役会)となった。また、

II 物納劣後財産

1、物納劣後財産と物納申請順位
物納財産は基本的に売却により歳入に充てるべきものであることから、市場で処分しやすい財産の物納を優先するため、改正前の財産の種類別による物納申請順位は維持した上で、株式等(管理処分不適格財産となるものを除く)のうち、事業の休止(一時的な休止を除く)をしている法人に係る株式は、物納劣後財産(物納財産ではないが他に物納適格財産がない場合に限り物納を認める財産)とされた(相法41④、相令19十三)。

なお、物納劣後財産(相法41④、相令19十三)。

新たに「株主間の譲渡の場合には承認不要である旨」「株主又は従業員等に対する譲渡の場合には承認不要である旨」又は「取締役等への委任である旨」又は「取締役会設置会社でも承認機関を株主総会とする旨」の定めを定款で設けることも可能となり、譲渡制限株式を譲渡する場合における承認方法が多様化された(会社法107、127、136、139①)。

法41④)と物納に充てることのできる順位が後順位の財産(相法41⑤)がある場合における物納に充てることのできる順位は、次の①から⑤の順位となる(相基通41-15)。

- 【第1順位】
 - ① 国債・地方債・不動産・船舶
 - ② ①のうち物納劣後財産
- 【第2順位】
 - ③ 株式等の有価証券
 - ④ ③のうち物納劣後財産
- 【第3順位】
 - ⑤ 動産

III 条件付許可

1、非上場株式の物納許可条件

改正前における物納制度では、非上場株式を物納する場合においては「物納株式買受けに関する届出書」を提出し、その届出書に買受時期を明記する必要があるが、非上場株式の買受人が資金繰りの都合から契約どおりの買取りが履行されないときでも、その履行を担保する措置がない等の問題点が指摘されていた。

そこで、この問題を解決するため、物納財産の性質その他の事情に照らして、必要な条件を付して物納の許可を行う条件付許可制度が創設された(相法42)。

この制度の具体的な非上場株式の物納許可条件の主な内容は、物納財産の収納後に一般競争入札により売却する場合に必要とされる



宮森俊樹
〔芝〕

2 物納劣後財産の判断
非上場株式が物納劣後財産の要件である事業の休止をしている法人に係る株式に該当するかについては、提出書類である直近2期の営業報告書(決算書)において、主要事業に関する売上高が計上されているか等の活動状況を確認することにより行われ、必要に応じて発行会社に対するヒアリング及び現地調査等から休止している事実を確認のうえ判断される。

「有価証券届出書」「目論見書」「有価証券通知書」及び「開示書類(営業報告書、事業報告書及び財務諸表等)」を提出することを税務署長が求めた日から6月以内に納税義務者が履行することを約する確約書及び株式の価額を算定する上で必要な資料(貸借対照表等)を速やかに提出する旨の確約書を提出することである(規22②五二、相基通42-14)。

2、履行を求める措置
税務署長は、条件付許可を行った場合に、その「条件付許可通知書」に記載された上記1の措置の履行を求める事象が生じたときは、許可後5年以内限り、物納申請者に「履行を求める通知」によりその措置を求めることとなる。

そこで物納申請者において、指定された期日までに

IV 物納有価証券の処分事務

非上場株式が収納された後に、納税者や当該株式の発行会社等随意契約適格者に対して、買受希望の有無の確認がなされるが、買受を希望しない場合には、速やかに一般競争入札に付されることとなる(要領第六・2(2))。

この場合、相続発生時期より時間を経ていることから当該株式の発行会社の財務状況が変化している可能性が予測できるため、国は物納者に対して、入札時期を鑑みて有価証券届出書及び目論見書、又は同通知書、及び営業報告書、事業計画書、財務諸表等の開示

非上場株式を用いた相続税の納付資金の調達方法としては、本稿で解説した「物納する方法」と、相続非上場株式の譲渡の特例(措法9の7)を利用して発行法人に直接相続した非上場株式を譲渡(いわゆる金庫株化)する方法が考えられる。また、物納した株式を随意契約によって発行法人が買取る(いわゆる金庫株化)ことも可能である。

会社法の規定において、

とともに、許可された日の翌日から許可取り消しの日までの利子税(年4・1%)と許可取り消しの翌日から完納の日までの延滞税の納付義務が生ずるので留意すること。

書類を求めることとなる。納税者が、これら書類を提出期限までに提出できないときには物納許可は取り消されることとなるため、留意したい。

物納財産の処分は、5年以内に行われることとなるため(会計法30)、納税者は最長5年の長期にわたって、開示書類等の提出が求められる可能性が生じることとを認識しておきたい。

つまり非上場株式の物納が認められても、その株式が処分されなければ、物納許可の取消しのリスクが付いてまわることを、納税者にも説明する必要がある。

おわりに

金庫株を取得する場合には分配可能利益の範囲内に限定されている(会法461①五)。そこで、これら金庫株制度を有効に活用しようとする場合には、発行法人においても計画的な分配可能利益の算出と株式の買収資金の準備は当然必要となるので留意しなければならない。